

諮問日：令和4年5月2日（諮問第258号）

答申日：令和8年4月7日（答申第203号）

件名：避難計画関係文書に係る行政文書の部分開示決定に対する審査請求について

答 申

第1 審査会の結論

宮城県知事は、本件審査請求の対象となった部分開示決定において開示しないこととした情報のうち、別紙1については開示することとし、その他の部分については非開示とすることが妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 審査請求人は、令和3年10月19日付けで、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、宮城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、下記に掲げる行政文書について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

(1) 女川原発2号機で放射性物質が外部に漏れる事故が発生し、PAZ、UPZ全域に広域避難の指示が出た場合の検査場所の稼働に関連して

ア 使用する検査場所と使用しない検査場所の区別を東北電力(株)に連絡すべき立場にある者の職種等が分かる資料

イ (東北電力(株)に連絡して) 検査場所の要員の確保と各検査場所に派遣する具体的な要員数を指示すべき立場にある者の職種等が分かる資料

ウ どのような条件が満たされた場合、その者が検査場所の要員の確保を指示すべきことになっているか、その条件が分かる資料

エ 東北電力(株)から各検査場所に派遣された要員の役割分担が記載された資料

オ 各検査場所に宮城県の職員が派遣されるか否かが分かる資料。派遣される場合、全体の人数とその部署、各検査場所内での役割が記載された資料

カ (東北電力(株)が) 動員の要請を受けてから要員が各検査場所に要員が到着するまでの時間を予測した資料

キ (東北電力(株)が) 動員の要請を受けてから各検査場所の稼働を開始するまでの日数を予測した資料

ク 鷹来の森運動公園と涌谷スタジアム野球場の検査場所（以下、両検査場所）を使用することになった場合、両検査場所で検査する予定車両の台数

を調査した資料

ケ 両検査場所の処理能力を調査したことがあるかどうか分かる資料

コ 鷹来の森運動公園と涌谷スタジアム野球場の検査場所の稼働日数が最大何日になるかを調べた資料

サ 各検査場所内に要員の宿泊施設を整備する必要があるか否か、整備することができるか否かを調査した資料

シ 各検査場所の要員のための食料の確保が必要であるか否か、確保できるか否かを調査した資料

ス 安定ヨウ素剤を各検査場所に運ぶ人（業者）が誰なのか分かる資料

セ 検査場所において使用するレーンを保管場所から各検査場所に運搬する業者名の記載された文書

ソ レーンを除く検査場所の検査に要する資材を購入すべき立場の者の職種等が分かる資料

タ 上記ソの者がその資材の購入を決定して確保できるまでに要する日数を調査した結果が記載された資料

チ その資材の購入を確保してから各検査場所に届けるのに要する日数を調査した結果が記載された資料

(2) 女川原発2号機で放射性物質が外部に漏れる事故が発生し、PAZ、UPZ全域に広域避難の指示が出た場合のバスの確保に関連して

ア バスで避難するPAZ、UPZ避難者の人数を調査した結果が記載された資料

イ その人数を乗せるために必要なバスの台数を調査した結果が記載された資料

ウ バスの確保をバス協会所属の事業者に要請を行った際、以下の質問を受けた場合、宮城県、あるいはバス協会の職員がどのように回答するか、宮城県内で協議した結果が記載された資料。また、その点についてバス協会と協議した結果が記載された資料

(ア) 事業所を出発して事業所に戻ってくるまでのおよその時間（日数）

(イ) 厚生労働省の改善基準告示が定める運転手の拘束時間内に戻ることができるのか

(ウ) 休憩場所は定まっているか(運転手あるいは添乗職員の判断で探すのか)

(エ) 食料、水、燃料は途中で補給されるのか

(オ) 運転手に被ばくの危険性があるのか

- (カ) 防護用の衣類の提供はあるのか
 - (キ) 料金はどうか
- (3) 女川原発2号機で放射性物質が外部に漏れる事故が発生し、PAZ、UPZ全域に広域避難の指示が出た場合の避難車両が渋滞に巻き込まれ、食料、水等の補給が望めず、トイレを見つけることも困難である場合、避難開始後、何日間その状態で持ちこたえられるかを調べた結果が記載された資料

2 実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書（以下「本件行政文書」という。）として下記のを特定した。

請求項目	本件行政文書
(1) ーエ	① 令和3年6月9日面談箋
	② 令和3年7月14日面談箋
	③ 令和3年8月6日打合記録簿
	④ 令和3年8月23日打合記録簿
(1) ーオ	⑤ 令和3年8月5日風の会資料
	⑥ 令和3年9月2日風の会資料
(1) ーケ	⑦ 令和元年度原子力防災訓練の記録（鷹来の森運動公園）
(2) ーア	⑧ 地区別人口データ
(2) ーイ	⑨ SE・GE避難者数及び輸送能力まとめ（PAZ・準PAZ）データ
	⑩ PAZ・準PAZにおけるSE避難配車図
(2) ーウー(オ)	⑪ 平成30年9月13日 原子力災害時における緊急輸送に関する協定書
(2) ーウー(カ)	⑪ 平成30年9月13日 原子力災害時における緊急輸送に関する協定書
	⑫ 令和3年6月17日復命書
	⑬ 令和3年7月8日復命書
	⑭ 令和3年9月27日復命書
(2) ーウー(キ)	⑪ 平成30年9月13日 原子力災害時における緊急輸送に関する協定書

その上で、実施機関は、一部について開示をしない理由を次のとおり付して部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和4年3月18日付けで審査請求人に通知した。

条例第8条第1項第2号該当

本件行政文書には、法人の従業員の職及び氏名等が記載されており、これらは個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るため。

条例第8条第1項第3号該当

本件行政文書には、法人の代表者の印影や、法人の独自に収集した関連機関の情報やまだ確定していない方針等が記載されており、これらは、法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるため。

条例第8条第1項第6号該当

本件行政文書には、避難退域時検査場所の要員数等未確定の検討情報等が含まれており、公開することにより、今後の相手方への説明の際等に無用な混乱や誤解を招くなど、当該事務事業の意思形成に支障が生ずると明らかに認められるため。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

「本件行政文書（1）－エ、同（1）－オ、同（2）－ウ－(カ)の⑫ないし⑭の部分開示処分を取り消す。」との裁決を求める。

2 審査請求の理由

（1）条例第8条第1項第2号該当について

同号に該当する本件行政文書として、令和3年6月9日面談箋、同年7月14日面談箋、同年8月6日記録簿、同月23日記録簿、同年6月17日復命書、同年7月8日復命書がある。そして、これらの文書には、法人の従業員の職及び氏名等が記載されており、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るという理由で不開示となっている。

しかし、令和3年6月9日面談箋、同年7月14日面談箋、同年8月6日

記録簿、及び同月23日記録簿はいずれも、宮城県（以下、「県」）担当者と東北電力株式会社（以下、「東北電力」）担当者との間で、原子力災害対策についての面談ないし打ち合わせが行われた記録であり、不開示部分である東北電力担当者の職ないし氏名が明らかになったとして、東北電力の当該担当者が、原子力災害対策について、自己の職務として、県担当者と面談ないし打ち合わせをしたという事実が明らかになるにすぎず、何ら、同号の趣旨というべき、個人のプライバシー権等が侵害されることなどない。

また、令和3年6月17日復命書は県担当者が公益社団法人宮城県バス協会（以下、「バス協会」）を訪問した報告書となっているが、不開示部分であるバス協会担当者の職及び氏名が明らかになったとして、バス協会担当者が、自己の職務として、県担当者と面談ないし打ち合わせをしたという事実が明らかになるにすぎず、何ら、同号の趣旨というべき、個人のプライバシー権等が侵害されることなどない。

さらに、令和3年7月8日復命書は県担当者が有限会社ピー・エイチ・エス（以下、「ピー・エイチ・エス」）等を訪問し、輸送事業者の協力体制について打ち合わせた報告書となっているが、不開示部分であるピー・エイチ・エス担当者の職及び氏名が明らかになったとして、ピー・エイチ・エス担当者が、自己の職務として、県担当者と面談ないし打ち合わせをしたという事実が明らかになるにすぎず、何ら、同号の趣旨というべき、個人のプライバシー権等が侵害されることなどない。

よって、本件開示請求については、条例第8条第1項第2号には該当しない。

(2) 条例第8条第1項第3号該当について

同号に該当する本件行政文書として、令和3年6月9日面談箋、同年7月14日面談箋、同年8月6日記録簿、同月23日記録簿、同月風の会資料、同年9月2日風の会資料、同年6月17日復命書、同年7月8日復命書、同年9月24日復命書がある。そして、これらの文書には、法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれるという理由で不開示となっている。

しかし、かかる文書はいずれも、女川原子力発電所の原子力災害対策のために検討作成された資料である。かかる原子力災害対策は、石巻市等の各自治体が広域避難計画を作成し、これに避難先自治体、国、県、及び東北電力、バス協会等の関係機関が関与するものであるが、その内容が明らかになった

としても、原子力災害対策が何ら市場における競争原理が働くような事項ではないことから、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれるようなことはない。

したがって、当該不開示決定部分を開示したとして、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれるものではない。

よって、本件開示請求については、条例第8条第1項第3号には該当しない。

(3) 条例第8条第1項第6号該当について

同号に該当する本件行政文書として、令和3年6月9日面談箋、同年7月14日面談箋、同年8月6日記録簿、同月23日記録簿、同月風の会資料、同年9月2日風の会資料、同年6月17日復命書、同年7月8日復命書、同年9月24日復命書がある。そして、これらの文書には、避難退域時検査場所の要員数等未確定の検討情報等が含まれており、公開することにより、今後の相手方への説明の際等に無用な混乱や誤解を招くなど、当該事務事業の意思形成に支障が生ずると明らかに認められるという理由で不開示となっている。

しかし、同不開示決定では、避難退域時検査場所の要員数の検討状況等が開示されたとして、なぜ相手方たる東北電力への説明の際等に無用な混乱や誤解を招くのか明らかではなく、当該事務事業の意思形成への支障というのは抽象的な懸念にすぎず、何らかかる支障が明らかに認められるとはいえない。

よって、本件開示請求については、条例第8条第1項第6号には該当しない。

第4 実施機関の説明要旨

1 条例第8条第1項第2号該当

本件行政文書には、職・氏名が記載されており、これらは個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであり、条例第8条第1項第2号に該当し、また、同号イ及びロに定める開示情報にも該当しないことから、非開示とした。

2 条例第8条第1項第3号該当

本件行政文書は、東北電力株式会社、公益社団法人宮城県バス協会等関係機関との打合せ記録、面談箋、復命書及び添付資料等であるが、これらには、法人の

独自に収集した関連機関の情報、確定していない事業活動方針等、法人の内部情報が記録されており、公開することにより、その内容が既成事実化され、今後の法人の事務運営に支障をきたすおそれがあり、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められることから、条例第8条第1項第3号に該当するため、非開示とした。

3 条例第8条第1項第6号該当

本件行政文書には、避難退域時検査等場所における要員数の検討状況や、資機材の配布方針、住民輸送用バスの一時集合場所への事前割振りの案などが記録されているが、これらには、災害時における住民の安全確保を図り、適切な緊急時対応を推進していく上で、未確定の検討段階にある情報が含まれており、公開することにより、県民及び関係者に無用の誤解を与え、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成過程に支障が生ずると明らかに認められることから、条例第8条第1項第6号に該当するため、非開示とした。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、及び運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 本件行政文書について

審議の対象となる本件行政文書については、第2の2及び第3の1のとおりである。当審査会では、実施機関から本件行政文書の提供を受け、これをインカメラ審理によって実際に見分し、本件処分の妥当性について検討する。

なお、当審査会の事務局職員をして実施機関に現時点での開示、非開示の判断を確認させたところ、次のとおり回答があった。

条例第8条第1項第3号及び第6号に該当するとして非開示とした情報のうち、別紙1に掲げる情報は、法人の事業活動方針等が確定し、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれるおそれがなくなくなったこと及び県の最終的な意思決定が終了したことにより、開示しても差し支えない。

したがって、当審査会は、実施機関が現時点において開示と判断した情報について、双方に争いが無いものと認められることから、実施機関が非開示を維持した情報についてのみ検討する。

3 本件処分の妥当性について

(1) 条例第8条第1項第2号の妥当性について

ア 条例第8条第1項第2号の規定について

条例第8条第1項第2号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるもの」を非開示事由として規定しているが、同号ただし書により、次に掲げる情報が記録されている行政文書については、同号本文に該当する場合であっても、行政文書の開示をしなければならない。

(イ) 法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報

(ロ) 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

イ 条例第8条第1項第2号該当性について

本件行政文書のうち、面談箋及び復命書には、実施機関が面談や打合せを行った相手方である東北電力株式会社、公益社団法人宮城県バス協会及

び有限会社ピー・エイチ・エスの公表されていない職員の職・氏名が記載されている。これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るものであり、条例第8条第1項第2号本文に該当し、同号ただし書きイ及びロにも該当しないため非開示とすることが妥当である。

(2) 条例第8条第1項第6号の妥当性について

ア 条例第8条第1項第6号の規定について

条例第8条第1項第6号は、「県、県が設立した地方独立行政法人、公社又は国等の事務事業に係る意思形成過程において行われる県の機関内部若しくは機関相互の間若しくは県が設立した地方独立行政法人若しくは公社の内部又は県の機関、県が設立した地方独立行政法人、公社及び国等の機関の相互の間における審議、検討、調査、研究等に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずると明らかに認められるもの」を非開示事由として規定しており、公開することにより、県等の事務事業に係る意思形成に支障が生ずると明らかに認められる情報が記録されている行政文書については、行政文書の開示をしないことを定めたものである。

イ 条例第8条第1項第6号該当性について

当審査会において本件行政文書のうち、「⑫令和3年6月17日復命書」の非開示とした資料を見分したところ、当該資料は関係病院等で構成される宮城地区原子力災害医療ネットワーク会議・専門部会の原子力災害発生時における病院避難時の搬送方法に係る検討資料であった。このため、実施機関に対して、非開示と判断した理由について改めて説明を求めたところ、次のとおり回答があった。

原子力災害発生時における病院避難時の搬送方法については、現在も関係機関と調整中であり、意思形成過程であるため。

そこで、当該非開示情報を確認したところ、現時点においても、公表されていない情報であると認められ、意思形成の過程の中にある情報が公にされると、県民に無用の誤解を与えることが認められるとともに、非公表の資料の内容が推認されることにより、今後、検討に必要な行政機関等からの必要な資料の提供を受けることが困難となるなど、将来の同種の事務

事業に係る意思形成に支障が生じることが明らかに認められる。

したがって、これらの情報については、同項第6号に該当し、非開示とすることが妥当である。

また、本件行政文書には、条例第8条第1項第6号だけでなく、公にすることにより、本件行政文書に係る当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められる情報が見受けられることから、同項第7号の非開示情報への該当性についても以下検討する。

(3) 条例第8条第1項第7号の妥当性について

ア 条例第8条第1項第7号の規定について

条例第8条第1項第7号は、「県の機関、県が設立した地方独立行政法人、公社又は国等の機関（以下「県等」という。）が行う検査、監査、取締り、争訟、交渉、渉外、入札、試験その他の事務事業に関する情報であつて、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるもの」を非開示事由として規定しており、公開することにより、県等が行う事務事業の公正又は円滑な執行の確保に支障が生ずると認められる情報が記録されている行政文書については、行政文書の開示をしないことを定めたものである。

イ 条例第8条第1項第7号該当性について

当審査会において本件行政文書のうち、「①令和3年6月9日面談箋」、「②令和3年7月14日面談箋」、及び「③令和3年8月6日打合記録簿」の非開示とした資料を見分したところ、当該資料は原子力災害発生時における避難スキーム構築に係る検討資料であった。このため、実施機関に対して、非開示と判断した理由について改めて説明を求めたところ、次のとおり回答があった。

当該非開示情報を開示すると、本来の避難スキームに混乱を招き、円滑な避難実施に多大な支障が生じるため。

そこで当該非開示情報を確認したところ、現時点においても公表されていない避難スキームに関する情報が記載されており、これらの情報を開示

すると実施機関が懸念するように、避難スキームに混乱を招き、原子力災害発生時の円滑な避難実施が達成できなくなることから、事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められる。

したがって、これらの情報については、同項第7号に該当し、非開示とすることが妥当である。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断に影響を与えるものではない。

4 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件処分のうち、実施機関が現時点において開示と判断した別紙1に掲げる情報を除き、非開示としたことは妥当である。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙2のとおりである。

別紙1

本件行政文書	ページ	実施機関が開示と判断した部分
令和3年6月9日面談箋	1	<ul style="list-style-type: none"> ・内容の欄の8行目全て ・内容の欄の12行目から15行目まで全て ・内容の欄の17行目から23行目まで全て
	2	<ul style="list-style-type: none"> ・2ページの非開示部分全て
	3	<ul style="list-style-type: none"> ・3ページ全て
	7	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年6月9日お打ち合わせ資料の<必要人数>の表の左から1列目及び2列目全て ・29行目から30行目全て なお、<必要人数>の表の<必要人数>は14行目、表の一番下の行を28行目と数える（以下同じ） ・33行目全て
	8	<ul style="list-style-type: none"> ・1行目から29行目全て
	9	<ul style="list-style-type: none"> ・1行目から10行目全て ・13行目から14行目全て
令和3年7月14日面談箋	1	<ul style="list-style-type: none"> ・内容の欄の7行目全て ・内容の欄の11行目1文字目から13行目10文字目まで ・内容の欄の13行目24文字目から19行目10文字目まで ・内容の欄の19行目24文字目から20行目末まで全て
令和3年8月6日打合記録簿	1	<ul style="list-style-type: none"> ・4相手の欄の非開示となっている職名
	2	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年8月6日お打ち合わせ資料の<必要人数>の表の左から1列目及び3列目全て ・26行目から27行目全て

本件行政文書	ページ	実施機関が開示と判断した部分
		<p>なお、＜必要人数＞の表の＜必要人数＞は8行目、表の一番下の行を25行目と数える（以下同じ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・30行目全て
令和3年8月23日打合記録簿	1	<ul style="list-style-type: none"> ・4 相手の欄の非開示となっている職名
令和3年8月5日風の会資料	1	<ul style="list-style-type: none"> ・1 ページの非開示部分全て
令和3年9月2日風の会資料	1	<ul style="list-style-type: none"> ・1 ページの非開示部分全て
令和3年6月17日復命書	3	<ul style="list-style-type: none"> ・3 ページ全て
	4	<ul style="list-style-type: none"> ・4 ページ全て
	5	<ul style="list-style-type: none"> ・5 ページ全て
	6	<ul style="list-style-type: none"> ・6 ページ全て
	7	<ul style="list-style-type: none"> ・7 ページ全て
	8	<ul style="list-style-type: none"> ・8 ページ全て
	9	<ul style="list-style-type: none"> ・9 ページ全て
	10	<ul style="list-style-type: none"> ・10 ページ全て
	11	<ul style="list-style-type: none"> ・11 ページ全て
	12	<ul style="list-style-type: none"> ・12 ページ全て
令和3年7月8日復命書	3	<ul style="list-style-type: none"> ・3 ページ全て
	4	<ul style="list-style-type: none"> ・4 ページ全て
	5	<ul style="list-style-type: none"> ・5 ページ全て
	6	<ul style="list-style-type: none"> ・6 ページ全て
	7	<ul style="list-style-type: none"> ・7 ページ全て
	8	<ul style="list-style-type: none"> ・8 ページ全て
	9	<ul style="list-style-type: none"> ・9 ページ全て
	10	<ul style="list-style-type: none"> ・10 ページ全て
	11	<ul style="list-style-type: none"> ・11 ページ全て
	12	<ul style="list-style-type: none"> ・12 ページ全て
令和3年9月27日復命書	3	<ul style="list-style-type: none"> ・3 ページ全て
	4	<ul style="list-style-type: none"> ・4 ページ全て
	5	<ul style="list-style-type: none"> ・5 ページ全て

本件行政文書	ページ	実施機関が開示と判断した部分
	6	・ 6 ページ全て
	7	・ 7 ページ全て
	8	・ 8 ページ全て
	9	・ 9 ページ全て
	10	・ 10 ページ全て
	11	・ 11 ページ全て
	12	・ 12 ページ全て
	13	・ 13 ページ全て
	14	・ 14 ページ全て
	15	・ 15 ページ全て

別紙2

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和4. 5. 2	○ 諮問を受けた。(諮問第258号)
令和7. 8. 29 (第463回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和7. 11. 25 (第466回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和8. 1. 29 (第468回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和8. 2. 27 (第469回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

（令和8年 月 日現在）

氏 名	区 分	備 考
板 明 果	東北学院大学経済学部経済学科准教授	会長職務代理者
菅 野 修	弁護士	
三 瓶 淳	弁護士	会長
高 橋 由 佳	一般社団法人イシノマキ ・ファーム代表理事	
堀 澤 明 生	東北大学大学院法学研究科准教授	